

令和5年 宜野湾市教育委員会第2回(定例会)会議録

教育長 仲村 宗男

教育委員 知念 菜穂子

開催日時：令和5年2月21日(火) 午後2:00 閉会 午後3:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、知念菜穂子委員、仲村和也委員、下地美幸委員

欠席者：桃原修教育長職務代理者

出席職員

【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 宮城葉子

(総務課) 教育企画係長 大島優子、教育企画係主任主事 山内健作

(文化課) 文化課長 浜里吉彦、文化財整備係長 仲村 健

【指導部】指導部次長 松本勝利

(指導課) 指導課長 佐伯 進

議事日程

議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 令和5年度宜野湾市一般会計予算

議案第3号 野嵩スディバナビラ石畳道の追加指定について

議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規約の制定について

議案第5号 令和5年度教職員(管理職)の人事異動の内申について

連絡事項

1、教育部

- ・なし

2、指導部

- ・卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方（通知）

○仲村宗男 教育長 皆様、こんにちは。

本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

ただいまから令和5年第2回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本委員会で審議します案件は5件となっております。

本日の会議録署名人は、知念教育委員を指名したいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、12月21日開催の第12回定例教育委員会会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は下地教育委員になっております。会議録につきましては既に配付してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○下地美幸 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ただいま、第12回定例教育委員会の会議録について下地委員より承認いただきました。下地教育委員には、後ほど署名をお願いいたします。

(教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 それでは、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1ページをご覧ください。説明します。

1月31日(火)、校長最終面談がございました。小学校の校長を対象としております。

2月1日(水)、校長最終面談第2回目がございました。中学校の校長先生を対象としております。

2月3日(木)、宜野湾市健康づくり推進協議会が嘉数小学校近くの市保険相談センターで開催されております。

2月6日(月)、2つ日程がございまして、午前、3月市議会定例会、市長及び副市長調整会議がございました。午後は、臨時庁議が開催されております。

2月9日(木)も2つの予定がございまして、9時から、教育支援委員会答申がありました。知念克治委員長より令和5年度の特別支援児童・生徒に関する入級等に関する答申をいただきました。2つ目に、10時から、3月市議会定例会第1回与党議案調整会議が開催されております。

2月10日(金)、第45回中頭地区学力向上実践推進大会が沖縄市民会館で開催されました。

2月13日(月)、2本ございまして、午前、3月市議会定例会第2回与党調整会議が行われました。2本目に、午後に、野嵩石畳道追加指定答申手交式が行われました。宜野湾市文化財保護審議会比嘉悦子会長より答申を受けてございます。内容としましては、議案第3号に関連してありますので、後ほど教育部より説明があります。

2月15日(水)、3月市議会定例会第3回与党議案調整会議がありました。

2月16日(木)、午前に校長会を開催しております。今年度最後の校長会でした。午後には、普天間小学校校舎完成見学会がありました。引っ越し作業を終え、昨日2月20日から新校舎で

授業を行っております。施設課職員の皆様に案内してもらいました。教育委員の皆様、ご参加ありがとうございました。

2月17日（金）、午前に臨時校長会がありました。内容につきましては、議案第5号に関連しておりますので割愛します。午後は、中頭地区市町村教育長会第7回定例会がございました。

2月18日（土）、第23期わらば～体験じゅくの閉校式に参加しました。わらば～体験じゅくは、6月から9回開催されました。私は昨年の開校式にも参加し、子供の多くが恥ずかしがりやな印象を受けていましたが、閉校式では、全員が堂々と感想を述べ、成長の跡を感じ取ることができました。

2月19日（日）、普天間第三区自治会で生年合同祝いがございました。

2月20日（月）、3月市議会定例会議案説明会が行われました。

そして、2月21日（火）、本日、第2回定例教育委員会が開催されております。

以上が、教育長諸般の報告といたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程1「議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本件は3月市議会定例会に上程する議案に関する補正であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。異議なしということですので、日程1、議案第1号は非公開といたします。

それでは、本件に対する事務局の説明を求めます。

教育部長。

〈 非公開 〉

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。質疑がないようですので質疑を終えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議がありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより、令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程1、議案第1号を終了いたします。

続きまして、日程2「議案第2号 令和5年度宜野湾市一般会計予算」を議題といたします。

本件は3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

異議なしということですので、日程2、議案第2号は非公開といたします。

それでは、本件に対する事務局の説明を求めます。

教育部長。

〈 非公開 〉

○仲村宗男 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより、令和5年度宜野湾市一般会計予算を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程2、議案第2号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程3、「議案第3号 野嵩スディバナビラ石畳道の追加指定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書の 12 ページをお開きください。

議案第 3 号、宜野湾市指定史跡の追加指定及び名称変更について。

宜野湾市指定史跡に追加で指定したいので、宜野湾市文化財保護条例第 36 条第 1 項の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

市文化財保護審議会にて新たに確認された石畳部分の市文化財「野嵩石畳道」への追加指定及び「野嵩スディバナビラ石畳道」への名称変更が適当であるとの答申がなされたことによるためでございます。

13 ページから 14 ページは、宜野湾市文化財保護審議会会長から教育長への答申及びその内容でございます。

15 ページ、石畳道の位置図をご覧ください。

野嵩石畳道は、琉球王時代に整備された宿道、公道でございます。平成元年に県道 29 号線の東側が指定されておりますが、今回の追加指定の場所は、県道 29 号線の西側の約 60 メートル部分でございます。

16 ページには、追加指定箇所を図でございます。平成 30 年の分布調査以降、令和 2 年に試掘調査、令和 4 年に範囲確認調査を行い、良好な石畳が確認できたことから、今回、本市文化財保護審議会より追加指定の答申をいただきました。また、野嵩石畳道の名称についても、地元の呼称を尊重して、既存指定箇所、追加指定箇所ともに「野嵩スディバナビラ石畳道」への名称変更について、同じく適当であるとの答申をいただいております。

以上が、議案第 3 号 宜野湾市指定史跡の追加指定及び名称変更についてのご説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

○仲村和也 委員 野嵩スディバナビラの石畳道、この名称、その名称の意味というか、なぜこういう名前がついたのか、知りたいです。

○仲村宗男 教育長 教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 議案書の 14 ページをお願いいたします。

そこの中段からその後の段で、スディバナビラの名称の理由が書いてございます。野嵩と登又の地元の方々の呼称によると。それは、1458 年の護佐丸と阿麻和利の抗争の際に、護佐丸の妻

子が逃げる途中、この道で妻の服の袖が追手によりちぎられたという伝説があるからであるということですが、詳しくは、文化財整備係長お願いします。

○仲村健 文化財整備係長 文化課の文化財整備係長の仲村です。

先ほど部長から、14 ページのスティバナビラという名称の由来についてお話がございましたが、護佐丸の妻子もしくは乳母の和服の袖が、地域によって伝承が異なりますが、手、もしくは弓矢でちぎれたことが名称の由来となっております。

○仲村和也 委員 袖ね、そういうことね。勉強不足で、目を通していなかったので申し訳ない。ありがとうございます。失礼しました。

○仲村宗男 教育長 ほかに質疑がございましたらお願いします。

それでは、質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、質疑はこれで終了いたします。

これより、野嵩スティバナビラ石畳道の追加指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程3、議案第3号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程4「議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規約の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部次長。

○松本勝利 指導部次長 それでは、議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について、ご説明申し上げます。

水色の18ページ、白色の表紙の21ページをお願いいたします。

議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年2月21日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございますが、学校設置者が保護者から徴収する独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の額を明確にするため規則を制定する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、制定規則の内容でございます。

内容においては、今回の共済掛金徴収規則であります。仕組みとして、学校でけがをしたときに対応する災害等共済給付制度があり、それを担う独立行政法人日本スポーツ振興センターより規則等の再整備を行うよう過年度の通知を受けたものでございます。

宜野湾市教育委員会においては、これまで内規で運用していたものを、この通知を踏まえて規則として設定するものであります。

新設制定の規則においては5つの条文で構成されており、第1条で規則制定の趣旨、第2条で共済掛金の額、第3条で共済掛金の免除、第4条で共済掛金の納入、第5条で必要に応じて委任できる規定を定めてございます。

内容においては、別冊議案資料21ページをご覧くださいと思います。

日本スポーツ振興センターが発行しているチラシでございます。資料においては、学校でけがをしたときの災害共済給付制度の説明が1面にあり、けがとか受傷後、病院受診、給付金の支給まで記載されております。また、裏面には、どのような状況が給付の対象となるのか、また具体事例の記載もあり、給付金支払いの事例が記載されております。今回、令和4年度と同様に、児童・生徒年額230円、幼児年額81円、要保護対象者などは免除となっております。

水色の議案書の20ページに戻っていただき、附則の規定でございます。附則、この附則は令和5年4月1日から施行する。

以上が制定規則の説明となっております。またご質疑にお答えしたいと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

仲村委員。

○仲村和也 委員 学校でけがをした場合の適用だと思いますが、自損というか自分でけがをした場合か、それとも加害者がいた場合とかで変わってきますか。加害者がけがをさせた、加害者がいてけがをしたという補償と自損行為でけがをしたということになると、どのようになりますか。

○仲村宗男 教育長 指導部次長。

○松本勝利 指導部次長 仲村委員のご質問にお答えします。

基本的に、学校の管理下の下、裏面に記載してあるような形で給付金をお支払いする仕組みになってございます。通常、就学前までは自己負担が2割、就学後は3割負担になりますが、こちらの給付金制度は、国と市町村、保護者の負担金で拠出されて実施されておりますので、4割の

給付が戻ってくる仕組みになってございます。仲村委員がおっしゃるような形で、もし加害者がいる場合には、基本支給はしておいて、この支給した先が第三者行為ということで、その理由がもし加害者のほうに責任があるということであれば、それを賠償する場合もあると理解してございます。

○仲村和也 委員 ありがとうございます。

○仲村宗男 教育長 休憩します。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

ほかにご質疑がある方。

下地委員。

○下地美幸 委員 私の子供が小学生のときに学校でけがして、これを利用してくださいということでチラシをいただいたことがありましたが、そのときに、例えば医療費が幾ら以上だったら出したほうがいいけれども、それ以下だったら出してもあまり意味ないですよ、みたいな感じの言い方をされたことがありました。私は利用しませんでした。例えば 1,500 円以上かかっていれば申請したほうがいいけれども、それでなければ、診断書代でお金がかかるからやらないほうがいいという言い方でした。チラシ下のほうに、医療機関の証明に当たっては、みなさまの特別の配慮によりご協力となっているので、診断書の費用の給付とかもないのかなと。

○仲村宗男 教育長 指導部次長。

○松本勝利 指導部次長 学校設置者の負担もございますので、基本この手続を踏まれたほうが保護者の負担は軽減されるかと思えます。3割負担、後で4割基本戻ってくる。医療費というのは、措置する内容によって薬とか、あるいは手術だと、どんどん膨らんでいきますので、基本そういったものに対して2割負担もしくは3割負担になりますので、高額金額になっていけばなるほど負担が大きくなります。ただし、高額療養費制度というのもございますので、その部分を超えたものはそれ以下になりますが、今回この制度を利用すると、それ以下であれば4割戻ってくる。基本的には医療費に関するものに関しては、利用したほうが、保護者にとってはメリットがあるかと思えます。

ただし、仕組み上、医療費に該当しない部分の実費負担分が仮に出た場合に関しては、下地委員がおっしゃるような形の説明を恐らく医療機関側からされるかもしれないです。あくまでも医療費に応じた形での負担金が対象になるかと思えますので、少額になった場合には、そういった事務の煩わしさ、あるいは保険の効かない費用負担分とかというのを勘案すると、もしかしたら逆転する可能性はあるのかなと思えます。ただし、仕組み上は、3割払って、あるいは2割負担が、3割もしくは4割戻ってきますので、基本的にはメリットがあると思えます。

以上です。

○仲村宗男 教育長 休憩します。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

ほかにご質疑がある方は。

知念委員、質疑はないですか。

○知念菜穂子 委員 今の話で、チラシのここをお願いと書いてあるところを見ると、私の解釈では、先に診断書が要らないよ、こっちからお願いしているから、お金なしで書いてもらえるよと解釈できますが、それでいいのでしょうか。診断書で3,000円とか取るところもあるので。

○仲村宗男 教育長 指導部次長。

○松本勝利 指導部次長 知念委員のご質問にお答えいたします。

最初に申し上げたとおり、診療行為に関しては、レセプトという形の請求書に当たってございまして、それは国のルールに基づいて、全部金額が点数化されて、掛ける10円で金額が設定されてございます。

今おっしゃるところですが実費分に関しては、点数行為が定められていなくて、医療機関ごとに実費分として請求するものですから、この金額に関しては医療機関の裁量で決めるものになります。その金額というのは医療機関の手数料になりますので、その部分の金額に関しては、定めはないかと思えます。

○知念菜穂子 委員 そうじゃなくて、例えば明細を出せば、もう診断書が要らないのかな。もしくはこの用紙、様式を持参して、それを医療機関に出して書いてもらうことで。それで申請の手間が省けるとおもうのですが。

○仲村宗男 教育長 指導部次長。

○松本勝利 指導部次長 日本スポーツ振興センター共済給付制度というルールがございまして、そのルールに基づいた形での手続になります。その部分が整っていないと給付ができない場合がございますので、その手続の必要処理を整える際に金額が発生してしまう。あるいはこういった形の給付制度が該当しないのであれば、子ども医療費助成制度を使えば、今、現物給付といたしまして、中学3年生までは、保険証とこの医療費助成申請を出せば基本10割は給付される仕組みです。ただし、今申し上げるような形で保険外の手数料とか診断書、そういったものを要求した場合には、同じような形で金額を要するというところもございまして、ルールに従った形で手続をしてもらわないといけないという形になっています。

○仲村宗男 教育長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了い

たします。

これより、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程4、議案第4号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程5、「議案第5号 令和5年度教職員（管理職）の人事異動の内申について」を議題といたします。

本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、日程5、議案第5号は非公開といたします。

それでは、本件に対する事務局の説明を求めます。

指導部次長。

〈 非公開 〉

質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより、令和5年度教職員（管理職）の人事異動の内申についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程5、議案第5号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、教育部からの連絡事項をお願いいたします。

(連絡事項)

1、教育部

・なし

2、指導部

・卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方（通知）

○仲村宗男 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。